

東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する規則

令和3年4月1日
規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、東紀州環境施設組合職員等の旅費に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第25号。以下「条例」という。）の規定に基づき、旅費の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(旅行取消等の場合における旅費)

第2条 条例第3条第6項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として、又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻しを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。

(2) 赴任に伴う住所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における旅費)

第3条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、次に規定する額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（輸送機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免がれた旅費額（切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額）を差し引いた額

(出張命令等の通知)

第4条 出張命令権者は、出張命令等を発し、又は変更した場合は、できるだけ速やかに当該出張命令簿を支払担当者に提示しなければならない。

(証人等の旅費)

第5条 条例第25条に規定する条例第3条第4項又は第5項の規定により、旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員については、その職において受ける事のできる旅費とし、その他の者については、東紀州環境施設組合給与に関する条例（令和3年東紀州環境施設組合条例第24号）第2条の規定により準用する尾鷲市の職員の給与に関する条例（昭和32年尾鷲市条例第14号）に定める給料表（以下「給料表」という。）4等級以下の

職務にある者の旅費とする。ただし、旅費の性質、用務の内容及び給料表適用者との均衡等を考慮する必要がある場合は、管理者が適宜これを決める。

(県内出張等の場合の日当)

第6条 条例第17条の規定により、県内及び県外であって片道100キロメートル未満の出張について日当が支給できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合
- (2) その他管理者が特に必要と認める場合

(旅費の調整)

第7条 条例第27条の規定により、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

- (1) 職員の職務の等級が遡って変更された場合においても、当該職員が既に行った旅行の旅費額の増減は、行わない。
- (2) 出張者が公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合は、その部分の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食事料は支給しない。ただし、食費自弁で公用の宿泊施設を無料で利用して旅行した場合には宿泊料定額の2分の1に相当する額を支給することができる。
- (3) 鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により所定の等級に応ずる旅客運賃又は急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、その等級に応ずる旅客運賃又は急行料金は支給しない。
- (4) 陸路旅行において、定期的に一般旅客営業を行っているバス、軌道等を利用して行うのが通常経路であるときは、当該運賃の実費を車賃として支給することができる。
- (5) 出張者が同一地域(条例第2条第2項に規定する地域の区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して、滞在日数10日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数20日を超える場合にはその超える日数について定額の2割に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。この場合同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、滞在日数から除算する。
- (6) 職務の性質上出張を常とする職員に対しては、管理者が必要と認めるもの以外は旅費を支給しない。
- (7) 第5号の規定にかかわらず、研修、講習、視察、訓練その他管理者が必要と認める出張の場合の日当及び宿泊料は、別表のとおりとする。
- (8) 組合の経費以外の経費から旅費が支給される旅行にあつては、正規の旅費額のうち、組合の経費以外の経費から支給される旅費額に相当する額は支給しない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		日当及び宿泊料
1	宿泊しない場合	定額
2	宿泊する場合	
滞在日数区分	(1) 4日以下の部分	定額
	(2) 4日を超える部分	定額の2割減
	(3) 10日を超える部分	定額の3割減
	(4) 20日を超える部分	定額の4割減

備考

- 1 滞在日数は、当該用務地に到着の日の翌日から帰庁の日の前日までの日数とする。
- 2 計算方法は、滞在日数区分欄に掲げる区分によって日数を区分し、当該区分に応ずる支給率を順次適用して計算した額を合算する。
- 3 宿泊施設の提供を受け、又は指定されている場合は、それらに宿泊するに要する実費額とする。ただし、前項の計算方法によって算出した額を超えることはできない。